

公害防止管理者等届出案内



美祢市 市民福祉部 生活環境課

〒759-2212

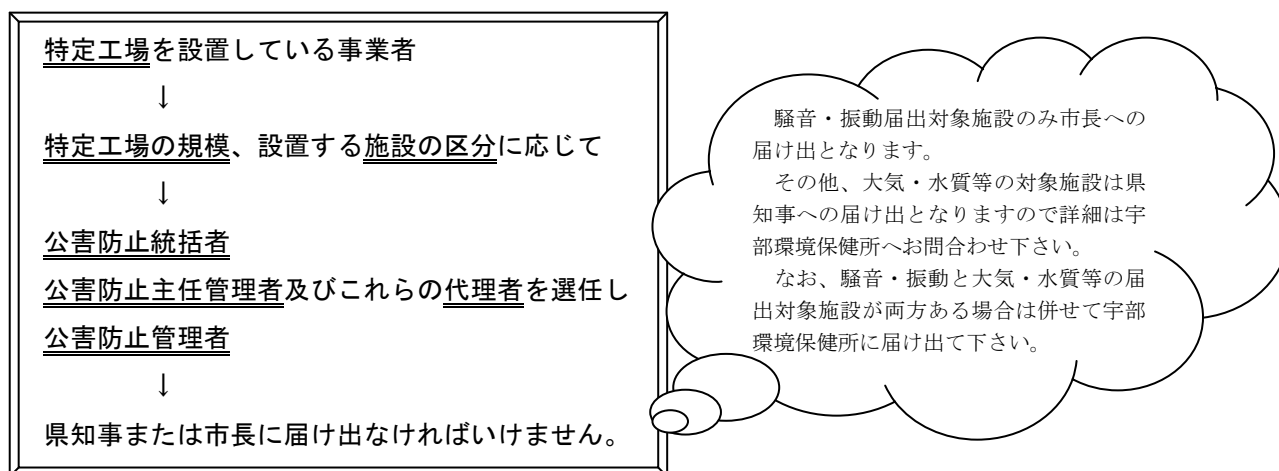
山口県美祢市大嶺町東分345番地1（美祢市保健センター内）

TEL：0837-53-1090 / FAX：0837-53-1099

メールアドレス：kankyou@city.mine.lg.jp

公害防止管理者制度について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた工場においては、公害の発生防止に自主的に取り組むための人的組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務付けられています。この法律で定める特定工場にあっては、公害防止統括者や公害防止管理者の選任並びにその届出が必要です。



（１）選任が必要な業種（業種分類は原則日本標準産業分類による）

- ①製造業（物品の加工業を含む）
- ②電気供給業
- ③ガス供給業
- ④熱供給業

（２）騒音・振動発生施設で選任が必要な施設

①騒音発生施設

- ア．機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）※
- イ．鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）

②振動発生施設

- ア．液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941 キロニュートン以上のものに限る）
- イ．機械プレス（呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る）※
- ウ．鍛造機（落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る）

※平成11 年10 月1 日付政令改正に伴い、騒音、振動発生施設の定義に使用する力の計量単位を重量トンからキロニュートンに改正されました。この結果、機械プレス100 重量トンが980キロニュートン、液圧プレス300 重量トンが2941 キロニュートンに改正されました。

(3) 公害防止組織と職務

①公害防止統括者

特定工場を設置している者（特定事業者）は、施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者を選任しなければなりません。

- ※1 常時使用する従業員の数が20名以下の場合を除く。
- ※2 公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから30日以内に選任すること。

②公害防止管理者

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者を選任しなければなりません。

- ※1 公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任すること。
- ※2 2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。
ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止に業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。
 - ①同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。
 - ②親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。
 - ③事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
 - ④近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。（具体的な兼務可能要件については、別途基準告示（平成17年3月7日告示第1号）に規定）

(4) 公害防止統括者・公害防止管理者等の届出について

届出の種類	添付書類	届出期限
公害防止統括者 及び 代理者 選任・解任・死亡		選任又は解任・死亡日から 30日以内
公害防止管理者 及び 代理者 選任・解任・死亡	公害防止管理者等国家試験合格証書の写し 又は資格認定講習修了証書の写し※	選任又は解任・死亡日から 30日以内
承 継	①相続同意証明書 及び 戸籍謄本 ②相続証明書 及び 戸籍謄本 ③法人の登記簿の謄本 上記①②③のいずれか	遅滞なく

※ただし、国家試験の合格証書または資格認定講習の修了証書の交付が手続中の場合には国家試験の合格通知書の写しまたは資格認定の修了に関する通知書の写しを届出書に添付する。

※平成18年4月以前に資格を取得した騒音関係有資格者、振動関係有資格者は平成18年4月以降も、騒音発生施設のみあるいは振動発生施設のみの公害防止管理者としての資格を有する。